

実務対応報告公開草案第 47 号
「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等
に対する意見

平成 28 年 7 月 29 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 47 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）等に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

リスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類、分類の再判定及び会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

会計上の退職給付制度の分類、分類の再判定及び会計処理に関する提案に同意する。

リスク分担型企業年金（以下「当制度」という。）のような、いわゆるハイブリッド型企業年金の退職給付会計上の取扱いについては国際的にも議論されてきたものの、いまだ明確な結論は得られていない。

こうした状況下において、当制度の会計上の分類や会計処理を示すに当たり、従来の会計上の退職給付制度の分類に基づいて判断することは合理性がある。また、導入時等において、追加の拠出義務に関する実質的な負担の検討を求める（本公開草案第 3 項）ことは、確定拠出制度の定義（企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」第 4 項）に沿って適切な会計処理を適用する上で、不可欠と考えられる。

質問 2

退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当するという提案に同意しますか（退職給付制度の終了として、移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上するため、当該特別掛金相当額の総額が移行前の退職給付に係る負債を上回る場合は、移行時に当該超過分に係る損失が生じることとなります。）。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

退職給付会計上、当制度が確定拠出制度に分類される場合には、確定給付制度から確定拠出制度への移行に該当するため、移行前の確定給付制度の終了として取り扱わ

れることは妥当である。

また、当制度導入後において、導入時に設定された特別掛金相当額は見直されないことから、当該特別掛金相当額は過去に発生した積立不足に対応するものであり、かつ、その支払義務が実質的に確定している債務として取り扱うべき性質のものと考えられる。したがって、当該特別掛金相当額については全額未払金等において計上することが妥当である。

なお、上述した当制度導入時に設定された特別掛金相当額がその後見直されないという特徴は、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する上で重要であるため、本公開草案第 27 項において明確に記述されることが望ましい。

あわせて、当制度に移行する場合の退職給付信託の取扱いについても、明確な記述が必要と考える。確定拠出制度に分類される当制度は退職給付債務を認識しないことから、導入時に未払金等が計上されても、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 18 項等に照らして退職給付信託は設定できないと考えられる。そのため、退職給付信託を設定している確定給付制度から当制度に移行する場合、当該退職給付信託は当制度には承継できないと解されるが、この点に関する会計上の取扱いを本実務対応報告の中で明らかにすることが実務に資すると考える。

質問 3

退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

提案されている事項を開示することに同意するが、分類の再判定が実施された場合には、確定給付制度若しくは確定拠出制度の概要又はその他適切な箇所に、その旨や判定結果及び理由を注記すべきである。

当制度は、一般的な確定拠出企業年金とは特徴や掛金の構成等が異なっているため、提案された事項を開示することにより、当制度の特徴の理解や将来キャッシュ・フローの予測などに有用と考える。

ただし、本公開草案第 5 項に従って分類の再判定が行われた場合、確定給付制度に新たに分類されたり、確定拠出制度として従来どおり会計処理されたりすることになるが、前者の場合は従前の分類と異なることからその旨等の開示が財務諸表利用者にとって有用であり、後者の場合も掛金増加など何らかの影響が見込まれることから、再判定が行われた旨や判定結果及び理由を開示することは、同じく財務諸表利用者にとって有用と考えられる。

特に、追加の拠出義務を実質的に負っていない場合に確定拠出制度に分類されるため、掛金の増加があった後も依然として確定拠出制度と分類しているときには、その理由を開示することは重要と考えられる。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

当制度から確定給付制度や確定拠出企業年金に移行した場合や、リスク対応掛金を導入した確定給付企業年金から当制度に移行した場合などについても、移行時の会計処理について明らかにされることが望ましいと考える。

当該会計処理が不明瞭な状況では、実際に再判定の結果、会計上の確定給付制度に分類変更された場合の会計処理について理解することが困難と考える。当制度の導入や見直しを検討する企業において、どのような会計処理が想定されているのかをあらかじめ理解できることは、その判断に資するものと考えられる。

本公開草案第 28 項において「必要に応じて検討する」とされていることから、実務に支障がないよう当制度が普及する早い段階で検討をお願いしたい。

以 上